

中国報紙（新聞）史研究（II）

——邸報および小報について——

足 立 利 雄
三 沢 玲 爾

本研究（I）において既に述べたように、中国の「邸報」とそれから派生した「小報」は、十数世紀にわたって存続した新聞類似物であり、世界新聞史のなかでも特異な存在といえる。しかし、我々の知るところでは、中国の少数の研究者を除いて、まとまった調査、研究は行われていないようである。

本稿は、主として中国における先学の成果にもとづき、我々の多少の新しい発見と見解を加えて紹介を試みたものである。

邸報前史から、唐、宋、元、明、清各代の邸報と小報の起源と発生、その実態および意義について述べ、付記として現代の小報についてもふれた。

I. 邸 報

1. 邸報の起源

1) 支配層による文字の独占

16世紀に中国とヨーロッパの間に直接の交流がおこなわれるようになって以来、ヨーロッパの中国学の研究者が一貫してちつづけてきた中国への関心は、主として伝統的な官僚制度に対してであった。中国の旧社会では、かつてヨーロッパ社会を動かしていた教会や貴族などのかわりに、士大夫とよばれる文人官僚群が実質的にすべての権力を掌握し、最大面積の土地を所有し、2000年以上にわたってあらゆる文化を支配しつづけた。

官僚制度と官僚主義のゆえに、中国を永遠の停滞社会とみる、いわばヨーロッパ中心主義的な歴史観はあやまりではあるが、たとえばエチアヌ・バラーシュが指摘したように中国社会の構造には今日に至るまで官僚制的な特徴が恒常的に見出されることは否定できない¹⁾。19世紀末にいたるまでの中国における新聞類似物もまた、官僚制度そのもののなかから生み出され、官僚制度によって独自の発展をうながされた、といえるのである。

1) 「中国文明と官僚制」Etienne Blaž著、ハンガリーの中国学者。村松祐次訳、1971年、東京、みすず書房。p. 7-29.

最近にいたるまで、中国においては、情報伝達の代表的な道具の一つである文字自体が、官僚とその予備軍である読書人（知識階級）の独占物であった。今日残存している最古の文字資料であるBC13世紀以降の殷代の甲骨卜辞や、殷、周両代の青銅祭器の銘文をとってみても、これらのなかに記されている人名は、いずれも王や族長の名と考えられるものばかりであり、古代の文字がもっぱら政治的支配者やその側近の者によって用いられていたことは明かである。また、甲骨卜辞には、「冊」・「編」・「典」などの古体と考えられる諸字が記されていて、殷代に竹簡が存在していた事実を物語っているともいわれるが、『書經』『金縢』篇や『史記』『魯周公世家』の記事によれば、殷代から周代初期にかけての一時期には、竹簡も、主として当時の支配者によって祭祀の際に祝辞を記すためにもちいられていたようである²⁾。

BC11世紀からBC8世紀にかけての西周時代には、竹簡は祭祀の用ばかりではなく、支配者の命令を伝達する際にも利用された形跡があり、『詩經』『小雅、出車』篇には、王の命令書をかしこみ奉ずることをうたった「此の簡書を畏る」という一句がある³⁾。また、BC8世紀からBC5世紀にいたる春秋時代には、竹簡は王や諸侯の公式の記録や文人官僚の著述にも利用されるようになり、『春秋左氏伝』襄公25年の条には、齊国の史官が竹簡をもってかけつけたことを述べた「南史氏……簡を執りて以て往く」の句があり⁴⁾、同書の定公9年の条には、刑法の改革案を記した竹簡をいう「竹刑」という語も見える⁵⁾。さらにこの時代には、縑帛すなわち絹織物も、筆写の具として用いられるようになったが、『論語』『衛靈公』篇に、孔子のことばを弟子の子張が広帯のはしに書きつけたことをいう「子張、諸れを紳に書す」の句があるところから見れば⁶⁾、これらは文人官僚によって私的な備忘のために使用されたこともあったようである。

文字は、春秋時代以後、多くの用途に使われるようになったが、やはりこれを利用することができたのは、少数の政治的支配者やその周囲の官僚に限られており、『春秋左氏伝』の襄公14年の条にみえる「史は書を為り、瞽は詩を為り、工は箴諫を誦し、大夫は規誨し、士は言を伝え、庶人は謗り、商は市に旅ね、百工は芸を献ず」という一節からうかがわれるよう⁷⁾に、古代の情報伝達は、大半が文字以外の手段によって行われていたとみられる。林語堂は「中国における言論の発達」⁸⁾のなかで、中国に文字による新聞があらわれる以前には、歌謡がこれにかわる役割をはたしていた、と述べている。

2) 懸書、檄移、露布

BC5世紀からBC3世紀にかけての戦国時代になると、交通が発達し、各地に「伝舍」⁹⁾と

- 2) 「戦国以前竹簡蠡測」陳偉湛、中山大学学報、哲学社会科学版、1980年第4期、広州、廣東人民出版社。
p. 106—8.
- 3) 「漢詩大系第2巻」詩經下、高田真治、昭和43年1月、東京、集英社。p. 51.
- 4) 「左氏会箋」下、第十七、明治44年10月、東京、富山房。p. 36.
- 5) 前掲書、「左氏会箋」第二十八、p. 13.
- 6) 「論語」金谷治訳注、岩波文庫、昭和38年7月、東京、岩波書店。p. 211.
- 7) 前掲書、「左氏会箋」第十五。p. 57—8.
- 8) 「支那に於ける言論の発達」林語堂、安藤次郎、河合徹訳、1932年、東京、生活社。
- 9) 「戦国策」三、卷二十五、魏四。国学基本叢書、1958年4月、北京、商務印書館重印。p. 22.

呼ばれる宿駅がもうけられるのと同時に、これらの宿駅を中継地として一種の郵便を運ぶ「伝車」といわれる車馬があらわれるようになった。『礼記』「玉藻」篇には、宿場で輸送の任にあたる下級官僚をいう「伝遞の臣」の語が見えるが¹⁰⁾これは当時の官吏が自分のことをいう謙称としたほど一般的なものであった。また、この時代には、木簡に記された公的、私的な手紙が頻繁にかわされるようになった。『莊子』「列御寇」篇では、社交的な日常の手紙をいう「竿牘」（簡牘に通じる）の二字が、思慮の浅い者の日常的な才覚の比喩として使われている¹¹⁾。

春秋時代に生産が飛躍的な発展をとげた結果、戦国時代になって国内の諸国に官僚制度が確立され、これにともなって支配層内部における情報の伝達が一段と活発化し、さらには社会一般に公開を必要とする情報を文字によって掲示するようになったとみられる。『周禮』「天官」篇の記事によると、周王朝の「職幣」という官職は、献上品の品質や数量を記録して「之を揭す」、つまり立札に掲示することをつかさどっていたといわれ¹²⁾、さらに同書「夏官」篇には、同じく周王朝の「大司馬」とよばれる將軍は、正月元日から10日間にわたって法令の書を「懸く」¹³⁾る任務をもっていたと伝えられる¹³⁾。このような官職が実在したかどうかは、今日、あきらかではないが、こういった「懸書」の記事は、後世の「標榜」あるいは「掲貼」といわれる文書掲示の習慣が古代の官僚機構の所産であったことを示している¹⁴⁾。

B C 2世紀以後の漢代になると、すでに統一国家の形態を整えていた中国では、漢の武帝（B C 156—87）の手によって中央集権体制が確立され、官僚制度はさらに整備されて、支配層内部での情報伝達は複雑な形で行われるようになった。

情報はいくつかに分類され、たとえば皇帝の命令書や下達文は「詔」とよばれ、官吏任免の辞令書は「策」、謝恩や慶賀のための上奏文は「章」、公表をはばからぬ上奏文は「表」、報告や意見をした上申書を「奏」あるいは「議」、皇帝以外の皇族にさし出す上奏文は「啓」と称された。官僚機構が複雑になるにつれて、伝達の形式も変化し多様になったのである。

『漢書』「魏相伝」の記事によると、前漢のころには、皇帝にさし出す上奏文は慣例として正副二通作成され、上奏文を受けとる官僚がその一通を読んで実際に上奏するか否かを判断、必要と思われるものだけを皇帝に提出していたという¹⁵⁾。また戦国時代からあった戦争の際の「檄」とよばれる軍隊召集の文書は、複数の相手に発せられることが多かったところから、漢代には一種の廻状となつたが、このような回覧する通達は、特に「移」と呼ばれるようになった¹⁶⁾。

さらに漢代以後には、公表するのが有利と考えられた公文書は、人目につくように、わざと封

10) 「礼記集説」卷六、玉藻、11葉裏。上海、千頃堂書局石印。

11) 「莊子集解」卷八、列御寇、13葉裏、宣統元年、上海、掃葉山房石印。

12) 「周禮」卷二、天官冢宰、下。p. 40. 国学基本叢書、民国56年3月、台北、台湾商務印書館重印。

13) 前掲書、卷七、夏官司馬。p. 190.

14) 世界の新聞史に、最初の新聞類似物としてあげられているローマ帝政の官報「Acta Diurna Populi Romani」「Acta Senatus」の創始は、B C 59年といわれる。

15) 「欽定前漢書」第七冊、11葉表、卷七十四、魏相伝、光緒壬寅（1902）、無錫、唉寒齋石印、二十四史所収。

16) 同上、第七冊、45葉裏、卷八十三、朱博伝。

緘せずに送達されることがあり、この種の公開の文書は「露布」といわれ、のちには木板に書かれて「露版」とも呼ばれるようになった。これらは、前漢には、罪人の赦免や大喪の通知の際にもちいられていたが、AD 3世紀初頭の後漢末期になると、「檄」と同様に軍隊の召集に使われ、4—5世紀以降の六朝時代の北魏以後には、もっぱら戦勝報告の伝達に転用されるようになったという¹⁷⁾。

これらの「檄移」や「露布」も、いわば支配体制内部における情報伝達手段であった。『漢書』「賈山伝」¹⁸⁾に「文帝の時、山東の吏、詔令を布す。民、老羸癃疾と雖も、杖に扶りて往きて之を聴かざるは莫し」という記事があるところから推せば、漢代の皇帝の詔令は、庶民に対しては口頭で伝えられていたことが明かであり、文書は漢代においても依然として少数の支配層の占有物にすぎなかった。

3) 公文書の漏洩

あいつぐ外征のために財政が疲弊し、外戚や宦官が権力をにぎって政情が不安定になった前漢末期には、各方面から皇帝に提出される上奏文の内容は、多くの官僚にとって重要な政治情報であった。したがって、この時代には、ひそかに高官の上奏文の内容を写しつつ、これを流布する下級官僚があらわれるようになった。『漢書』「師丹伝」には、BC 1世紀末の哀帝の時代に大司空の要職にあった師丹が、外戚の丁氏、傅氏の一派に攻撃されて失脚した模様を伝えた次のような記載がある¹⁹⁾。

丹、吏をして奏を書かしむ。吏、私かにその草を写す。丁・傅の子弟、之を聞き、人をして上書して丹が封事²⁰⁾をたてまつるに道を行く人の偏くその書を持つことを告げしむ。上、もって將軍・中朝の臣に問うに、みな対えて曰く、「忠臣は顎諫せず。大臣の奏事はよろしく漏泄すべからず。吏民をして伝写せ令むれば、四方に流聞せん。臣はつつしまざれば則ち身を失う。よろしく廷尉²¹⁾に下して事を治むべし」と。

この記事からしても、公文書の内容がひそかに情報として流されていた状況が想像される。また「封事をたてまつるに道を行く人あまねくその書を持つ」というのは、かなり大げさな表現のようであるが、宋代（11世紀以降）に邸報の内容を外に洩し速報した「小報」（後章に詳述）に類したものか、すでに漢代においても存在していたことがわかる。

4) 唐代以前の「邸報」

漢代には「邸」とよばれていた郡国の支配者（王侯）の在京出先機関があり、これが政官界の

17) 「南村輶耕録」陶宗儀、卷十八、檄書露布條、p. 225. 1952年2月、北京、中華書局。

18) 前掲書「欽定前漢書」、第五冊68葉表、卷五十一、賈山伝。

19) 同上、第七冊、59葉表、第八十六、師丹伝。

20) 密封して奉る上奏文。

21) 刑獄をつかさどる官。

情報の収集、伝達を活発に行っていたようである。戈公振²²⁾は、この「邸」において、宫廷の一切の詔令や上奏文を写して、これらを諸侯に伝達しており、これを「邸報」と称していく、と書いている²³⁾。すでに前漢末期には、郡国の支配者はそれぞれ国都に「邸」を設置していて、宫廷に対して職務についての報告や奏上をするための、いわば連絡事務所にするとともに、皇帝の謁見を待つときの宿舎にもあてていた。南宋の徐天麟の『西漢会要』の注には「按するに郡国に皆邸有り。もって奏報を通じ、待朝に宿する所なり」という説明²⁴⁾があるが、戈公振は、この「奏報を通じ」の句をとって、これを「君臣間の消息を伝達することを指す」ものと考えたのである。

しかし、漢代にこのような「邸報」が情報伝達手段として公式に存在したかどうかには、疑問の余地があって、当時の諸書には「邸報」の存在を裏づけるような記載はなく、中国の新聞史研究者姚福申も、戈公振の見解に異議を提出している²⁵⁾。が、中央政府と地方の支配者の接点であった漢代の「邸」が、政界の情報の収集、伝達にある程度の積極的な役割をはたしていたことは、否定できないだろう。

7世紀以後の唐代になると、玄宗の開元年間（713—41）には、宫廷の行事を個条書きにして伝えた記録があったらしく、唐の徳宗時代（780—804）の儒者、孫樵の文集「経緯集」には「開元の雑報を読む」と題する一篇がある²⁶⁾。

樵、曩に襄・漢の間に於いて、数十幅の書を得たり。日を繋ぎて事を条べ、首末を立てず。其の略に曰く「某日、皇帝、親しく藉田を耕し、九推の礼を行う。某日、百僚、大射礼を安福樓の南に行う。某日、諸蕃の君長、封禪に扈從することを請う。某日、皇帝、東封より還る、賞賜に差あり。某日、宣政門に宰相、百僚と廷争し、十刻にして罷む」と。此の如きもの、凡そ数十百条あり。樵、當時未だ何らの書なるやを知らず、徒らに以為く、朝廷近ろ行いし所の事ならんと。長安より來りし者あり、其の書を出して之に示せば、則ち曰く、「吾、長安の中に居るに、新天子國を嗣ぎ、及び窮虜自ら潰ゆれば、則ち南郊の礼の行わるるを見る。安んぞ藉田の事あらんや。況んや九推は天子の礼に非ざるをや。又、嘗つて太学に入り、叢璧、土を負いて起つこと堂皇の若き者を見、就きて視るに石刻の若し。乃わち射堂の旧址なれば、則ち射礼廢ること已に久し。國家、安んぞ能く大射礼を行わんや。関より以東は、水、田を敗らざれば、旱、苗を敗り、百姓は常賦に入るるに足らず子を賣りて豪家の役を為さしむる者あるに至る。吾、嘗つて華に背きて洛に走り、西戌より還るの兵千人に遇う。県は一食を給する

22) 前出、本研究（I）。

23) 「中国報学史」戈公振、1964年3月、香港、太平書局。p. 24. 初版本は、民国16年11月、上海、商務印書館。第2章第1節。

24) 「西漢会要」徐天麟撰、卷66、方城4、邸、1977年8月、上海人民出版社、p. 778.

25) 姚福申、「有關邸報幾個問題的探索」、新聞研究資料1981年第4輯（總第9輯）pp. 120—1、中国社会科学院新聞研究所『新聞研究資料』編輯室、1981年11月、北京、新華出版社。

26) 戈公振、前掲書 pp. 26—7.

に、力、屈して支えず。国家、安んぞ東封を能くせんや。従官・禁兵、安んぞ能く給を仰がんや。北虜は辺鄙を驚嘆し、勢、控すべからず、宰相、馳せ出でて戦いを責むれども、なお未だ功を報ぜず。況んや西閼、復び西戎に驚くをや。安んぞ扈從の事あらんや。武皇帝²⁷⁾、御史を以いて竊かに宰相の事を議せしむるに、嶺南を望みて走りし者四人、今に至るまで、卿士、齧舌して相い戒しむ。況んや宰相は仗に陳奏するをや。安んぞ廷に奏するに事を諍うことあらんや」と。語、未だ終るに及ばざるに、書を知る者の外より来るあり、曰く、「此、皆、開元の政事なり。蓋し、當時、外に条布せし者ならん」と。樵、後に「開元錄」を得て之を験するに、条々、復い云うに可う。然れどもなお以為く、前朝の行いし所は当に尽くは墜典とはならざらん、と。長安に来るに及び、日、朝廷の事を条報する者を見るに、徒だ「今日、某官に除し、明日、某官を授け、今日、某に幸し、明日、某に畋す」と曰うのみ。誠に数十幅の書に類せず。樵、生るるに太平の男子たらざるを恨めども、開元中の事を観るに及び、臂を奮いて其の間に出づるが如し。因って其の書帛を取りて漫ろに其の末に志す。

この孫樵の記事を裏づけるように、民国7年（1918）に刊行された孫毓脩の「中国雕版源流考」には、次のような記載もある²⁸⁾。

近ごろ江陵の楊氏の「開元雜報」七葉を藏するあり。是、唐人の雕本なり、という。葉は十三行、毎行十五字にして、字は大なること錢の如し。辺線・界欄あれども、而も中縫なく、なお唐人の写本の款式のごとし。蝴蝶装を作す。墨影、漫漶として、甚だしくは辨すべからず。

漢代の「邸報」の存在を想定した戈公振は、これらの文献の記事にもとづいて、唐代にも「開元雜報」と称する木版印刷の「邸報」が実在していたと考え、これによって唐代の「邸報」の内容と外觀の一斑を知りうるとしたが²⁹⁾、前出の姚福申は、この見方に対しても疑議をとなえ、孫樵の記事にある「書」あるいは「書帛」の語は写本をさるものであり、また、唐代の書物の裝丁には蝴蝶装の例がなく、しかも、当時の印刷術の黎明期に他の重要な典籍の印刷にさき立って時事的、断片的な記録が印刷された可能性は少ない、として、今世紀に発見された「開元雜報」は、骨董商の手で市場にながされた偽書であろう、と判断した³⁰⁾。この説は理にかなっており、唐代に「印刷された邸報」があったと断定するのは妥当ではない。

しかし、孫樵の記事にある「開元の雜報」や、彼が長安で見たという「日、朝廷の事を条報する者」は、その制作者や伝達の経路はあきらかでないが、内容からすれば、戈公振が想定した「邸報」に近い性格をもつものであり、唐代においても、漢代の「郡邸」に類似した機関が、官

27) 未詳。則天武后をさすか？

28) 「中国雕版源流考」孫毓脩、民国23年（1934）重排、上海、商務印書館。p. 2.

29) 「中国報学史」、戈公振、pp. 24—5.

30) 「有闕邸報幾個問題の探索」、姚福申、pp. 113—5.

界の情報の収集や伝達に積極的な役割をはたしていたことは、やはり否定できない。事実、高祖の武徳4年（621）に郡を改めて州と呼ぶようになり、太宗の貞觀の初年（627）から玄宗の開元の初年（713）にかけて、漢代の「郡邸」の制度を踏襲して、「州邸」と呼ばれる在京連絡事務所が設置されていた³¹⁾。また、開元年間（713—41）以後には、辺境地帯の防備のために節度使の制度がもうけられ、これらの節度使が京城内に「上都邸務留後」と呼ばれる出先機関を置くようになり、さらに、代宗の大曆12年（777）には、これが一律に「上都知進奏院」と改称された。が、人々は旧来の習慣にしたがってこれらを「邸」と呼びならわしており、そこでは、公然と報道活動がおこなわれていた。

まず『旧唐書』「李師古伝」には、徳宗の末年（804）に今の山東省地方を軍事的に支配していた平盧淄青節度使、李師古についての次のような記載がある³²⁾。

徳宗の遺詔下るに及び、告哀の使、未だ至らず。義成軍の節度使、李元素、師古と道を鄰するを以て、遺詔を録して師古に報じ、以て示すに外にする無からしむ。師古、遂に將士を集め、元素の使者を引きて謂いて曰く、「師古、近ごろ邸吏の状を得、眞に聖躬の万福を承わる。李元素、豈、反かんと欲すや、乃ち忽ち遺詔を偽わり録して以て寄す。師古、三代、國恩を受け、位、將相を兼ぬ。賊を見ては討たざるべからず」と。遂に元素の使者を仗ち、遽かに兵を出し、元素を討つを以て名と為し、國喪に因りて以て州県を侵さんことを冀う。俄かに順宗の位を接ぎしを聞き、師古、乃ち兵を罷む。

また、清代の考證学者、閻若璩その他の研究者の指摘によると、南宋の嘉定17年（1224）に刊行された詩話『唐詩紀事』には、徳宗の建中年間（780—4）に活躍した詩人、韓翊についての次のような記事があるが³³⁾、これは「邸報」に言及した最初の文献であるともいわれている³⁴⁾。

時に、韓、已に遲暮なれども、意を得ずして家居すること多し。一日、夜まさに半ばならんとするに、客、門を叩くこと急にして、賀して曰く、「員外、駕部郎中・知制誥に除せらる」と。翊、愕然として曰く、「誤りならん」と。客、曰く、「邸報に制誥に人を闕き、中書、両名を進めしも、従はず。又、之を請うに、『韓翊に与えよ』と曰まえり、と」と。

この『唐詩紀事』の撰者の計有功は南宋の人であって、この記事にもとづいて唐代にすでに「邸報」の語があったとする説を、そのまま承認はできない。現に、『唐詩紀事』の粉本と見ら

31) 姚福申、前掲書、pp. 121—2.

32) 「欽定唐書」第十一冊、23葉表、卷一百二十四、李師古伝、光緒壬寅（1902）、無錫、瑛実齋石印、二十四史所収。

33) 「唐詩紀事」、計有功、卷三十、1965年、北京、中華書局排印、上冊、p. 469.

34) 「日知錄集解」、黃汝成、卷二十八、15葉表、邸報の条、道光十四年至十八年（1834—8）、嘉定、黃氏西谿艸廬。

れる唐末の孟棨の詩話『本事詩』では、この部分の記述が、「留邸の状報に、制誥に人を覗き、中書、^{もとたな}両び名を進めしも、御筆、点出せず。又、之を請い、且つ聖旨の与したもう所を求むるに、徳宗、批して『韓翃に与えよ』と曰まえり、と」となっている³⁵⁾。ただ、これらの記事から「邸」あるいは「留邸」と呼ばれていた節度使の在京事務所が、皇帝の近況や官吏の任用の経緯などに関する朝廷内部の情報を、文書をもちいて報道していたことは、あきらかである。

唐代の文献では、「雑報」・「条報」・「邸吏の状」・「留邸の状報」などの語以外に、「報狀」や「報」などの語も用いられていて、これらは、いずれも「邸」を通じてながされていた宫廷情報に関する文書を指していた可能性はある。³⁶⁾が、のちの宋代以後に広く使われるようになった「邸報」あるいは「邸抄」の語の用例は、まだ発見されていない。おそらく唐代以前には、「邸」を中心とするこの種の報道は、不文の習慣として行われていたのであり、宋代以後のように確定した制度としては認められていなかったためであろう。

また、孫樵の「経緯集」に紹介されている「開元の雑報」や「日、朝廷の事を条報する者」の記述から推すと、これらの文書の記事は、漢代以後にあらわれた支配層の記録である「雜史」や、六朝時代以後の皇帝の言行録である「実録」（「起居注」ともいう）などに近い。このことは、「邸」を中心とする唐代以前の報道が、独自の情報収集によってではなく、単に宫廷の公文書を引き写したものであったことを、推測させる。

戈公振以来、「邸報」は唐代以前から存在した一種の「官報」のようにいわれてきたが、唐代以前に存在したのは「邸」が行った公文書の複写であり、またその習慣も制度としてはまだ確立されていなかったのである。「邸報」が明確に出現したのは、宋代以後である。

2. 邸報の実態

1) 邸報制度の確立

宋代10世紀の後半になって、中央集権体制が強化され、節度使の権力は大巾に弱められて、その支配下にあった州は独立して中央政府に直属するようになった。各州の支配者は、漢代以来の制度にしたがって、東都の開封府に在京連絡事務所を設置し、そこに「進奏知後」と呼ぶ留守番役をおいて、宫廷から発布される命令の任地への伝達や、宫廷に対する報告、奏上の任に当らせた。

しかし、宋代の初期には、この「進奏知後」として国都に派遣された各州の官吏の多くは、長期間にわたる国都滞在を好まず、しかも政令の伝達が遅滞したり、公的な機密が漏洩したりするなどの弊害が生じ³⁷⁾、その結果、太宗の太平興國7年（982）になって、「進奏知後」は廃止された。その代りに、各州の留守番役のなかから「進奏官」と呼ばれる政府直属の連絡事務官を選抜

35) 「本事詩」、孟棨、情感第一、1959年、北京、中華書局排印、p. 10. この書には、唐の僖宗の光啓二年（886）十一月の自序がある。

36) 姚福申、前掲書、p. 121.

37) 「澠水燕談錄」、王闢之、卷五、官制、1981年、北京、中華書局排印、p. 60.

し、宮廷内に「進奏院」を新設して、中央政府の官吏や宮廷武官の監督のもとに、統括することになった³⁸⁾。この進奏院は、地方からの報告書や上奏文の収受機関であった「銀台司」に下属していた³⁹⁾。これらはもともと詔令や公文書を統括していた「中書省」と、詔令の審査や公文書の出納をつかさどっていた「門下省」の二つの部局の監督下にあったとされている⁴⁰⁾。

が、進奏院から提出される文書には、軍事に関するものが多く、実際には、進奏院と銀台司は、宋代の大半を通じて、宮廷内部の諸官からの報告書や上奏文の収受機関であった「通進司」とともに、軍事をつかさどっていた「枢密院」の監督下にあった⁴¹⁾。宋代の制度の沿革を記した『宋会要』には次のような記事があり、真宗の咸平2年（999）に、各州に伝達する進奏官の情報を、枢密院が事前に検閲するように、詔令によって定めたことがわかる⁴²⁾。

二年六月、詔して、進奏院供うる所の報状は、五日毎に一たび写して、枢密院に上り、本を定めて報ずるに供えしむ。

また、神宗の熙寧4年（1071）以後には、枢密院の検閲官以外に、「中書檢正」と称する官職も進奏院の政令伝達に上部から関与するようになったことが、『宋史』「職官志」に記されている⁴³⁾。

熙寧四年、詔して、應に朝廷、擢でて機能を用い、功を賞し罪を罰する事に、懲勸すべき者は、中書檢正・枢密院檢詳官、月に事を以って状録して、（進奏）院に付し、天下に謄し報ぜしむ。元祐の初め、之を罷む。紹聖元年、詔して熙寧の旧条の如くせしむ。

この制度は、哲宗の元祐年間（1086—93）の初めに一時廃止されたが、同じ哲宗の紹聖元年（1094）に復活され、高宗の建炎元年（1127）に国都を江南の臨安、現在の杭州に遷してからもつづけられて、高宗の紹興26年（1156）に至って廃止された⁴⁴⁾。宋朝の南遷以後には、宮廷の中書省や門下省の長官は、しばしば枢密院の長官をも兼務するようになり、進奏院は、事実上は、本来どおりに門下省の監督下におかれようになつた⁴⁵⁾。南宋の趙昇の故実書『朝野類要』の「朝報」の条に見える次の記事は、このような南宋の進奏院の活動を述べたものである。

朝報。日々に事宜を出すなり。毎日、門下後省、編定し、給事に報を判ずることを請い、方行

38) 「宋代新聞史」、朱伝善、1967年、台北、中国学術著作獎助委員会、p.14.

39) 「宋史」第十冊、3葉裏、卷一百六十一、職官志、職官一、光緒壬寅（1902）、無錫、瑛實齋石印、二十四史所收。

40) 「宋代新聞史」、pp. 16—8.

41) 「夢溪筆談」、沈括、卷一、故事一、1957年、北京、中華書局排印、p. 27.

42) 「宋会要輯稿」、徐松輯、職官二之四五、民国25年（1936）、国立北平図書館影印。

43) 「宋史」第十一冊、3葉裏、卷一百六十一、職官志、職官一。

44) 「宋代新聞史」、pp. 22.

45) 同上、p. 18.

して都進奏院に下し、天下に報行せしむ。其の所謂「内探」・「省探」・「衙探」⁴⁶⁾の類有るは、皆、衷私の小報にして、率ね漏泄の禁あり。故に隠して之を号びて「新聞」と曰う⁴⁷⁾。

進奏院が各州に伝達する政令その他の情報は、「朝報」と呼ばれて、門下後省つまり門下省の手で選定され発表されているが、枢密院や中書省の発表もふくめて、さまざまな名称でも呼ばれていた。たとえば、『宋史』「曹輔伝」その他の諸書に見える「邸報」の語をはじめとして⁴⁸⁾、『容齋五筆』卷四に見える「進奏院の報状」⁴⁹⁾、『歴代名臣奏議』卷十八の「進奏院の報」⁵⁰⁾、『三朝北盟会編』卷十九に引かれている『逢虜記』の「進奏官の報」⁵¹⁾、『宋史』「楊万里伝」の「邸吏の時政を報ずる者」⁵²⁾、『統資治通鑑』卷七十九の「邸吏の状」⁵³⁾、『宋史』「李師中伝」の「邸状」⁵⁴⁾、『唐宋十大家尺牘』に収められている呂東萊の書簡の「報状」⁵⁵⁾、蘇軾の文集『東坡続集』卷六の「報」⁵⁶⁾、曾敏行の筆記『独醒雜志』卷二の「閔報」⁵⁷⁾などの呼称は、いずれも、進奏院から発表された宋代の宮廷情報を指して言ったものである。

これらがしばしば「邸報」あるいは「邸吏の状」と呼ばれたのは、進奏院や進奏官が漢代以来の習慣にしたがって、一般に「邸」あるいは「邸吏」の名で呼びならわされていたためであろう。また、「閔報」は、官庁間の照会状をいう唐代以来の公文書の名称「閔」と同様に、通報を意味していたことばである。

要するに、唐代に、「邸吏の状」あるいは「留邸の状報」などの名のもとに、節度使の在京連絡事務所から任意に出されていたのが宋代には、中央政府の公式機関である進奏院を通じて、当初は5日に1度、南宋のころには毎日という風に、ほぼ定期的に報道されるようになったわけで、このような公式の制度にもとづいて出されていた宮廷情報が、「朝報」、「邸報」その他の雑多名で呼ばれたのである。

もっとも、これらの文書が、はたして從来考えられてきたように、後世の官報の形式で不特定の読者を対象にして発行されていたかどうかについては、疑問の余地がある。宋代の進奏院やその上級機関が一定の地方官以外の読者のために「邸報」を編集していたという証拠はなく、むし

46) 内探とは内廷の消息、省探とは高級機関の消息、衙探とは普通の官庁の消息。

47) 「朝野類要」、趙昇、卷四、7葉表、民国58年（1969）、台北、芸文印書館景印、百部叢書集成之二十七、聚珍版叢書所収。

48) 「宋史」第二十四冊、13葉表、曹輔伝。

49) 「容齋五筆」、洪邁、卷四、近世文物之殊、1978年、上海古籍出版社排印、容齋隨筆、p. 855.

50) 「歴代名臣奏議」卷十八、四頁一九、「宋代新聞史」p. 28. 所引。

51) 「宋代新聞史」p. 27. 所引。

52) 「宋史」第二十九冊、7葉裏、卷四百三十三、儒林三、楊万里伝。

53) 「宋代新聞史」p. 47. 所引。

54) 「宋史」第三十二冊、52葉裏、卷三百三十二、李師中伝。

55) 「宋代新聞史」p. 31. 所引。

56) 前掲書、p. 29. 所引。

57) 「獨醒雜志」、曾敏行、卷二、民国26年（1937）、上海、商務印書館拵知不足齋叢書本排印、叢書集成初編本、p. 12.

る、これらがさまざまな名称で呼ばれて特定の呼称を持っていなかったところから推せば、最初から特定の地方官だけのために用意された公文書のコピーに類するもの、だったように思われる。

また、進奏院の報道は、本来は、諸官庁の公式発表にもとづいていたわけであるが、進奏官のなかには入手した情報をひそかに流布する者が少なからずいたことが『宋史』「劉奉世伝」に記されている⁵⁸⁾。

熙寧三年（1070）、初めて枢密院に諸房の文字を検詳するを置き、太子中允を以て吏房に居らしむ。是より先は、進奏院は五日毎に具さに本報を定めて伏して枢密院に上り、然る後に之を四方に伝う。而るに邸吏は輒ち期に先んじて報下し、或いは矯りて家書と為し、以て郵置に入る。

この種の非公式に流布された情報も、朝廷に関するものであるところから、公式の情報と同様に、「朝報」と呼ばれていたことがあり、たとえば、『宋会要』にある徽宗の大觀4年（1110）6月の詔勅には、次のような文章もある⁵⁹⁾。

近ごろ事端を撰造して、妾りに朝報を作るは、累りに約束有れば、當に罪賞を定め、嚴切に人を差して緝捉せしめ、並びに進奏官をして密切に覺察せしむべし。

この「朝報」は、さきに引用した『朝野類要』の記事中の「内探」・「省探」・「衙探」などと同じく、後章に述べる「小報」の類を言ったものであり、「邸報」の語も同様の意味に使用された可能性がある。ここでは、便宜上、公式の宮廷情報の報道を一括して「邸報」と呼び、非公式、非合法のそれを一律に「小報」と名づけて記述をすすめる。

2) 宋代邸報の内容と形式

宋代の邸報と確認できる実物は、まだ発見されておらず、我々は、宋代の諸書のなかの邸報に関する記事を手がかりとして、その輪廓を知るほかに、当時の邸報を考察する方法はない。

しかし、その内容や形式については、すでに朱伝譽の『宋代新聞史』に詳細な記述があり、ここでは、簡単に概要を述べる。

『宋会要』には、南宋の邸報について次のような記載がある⁶⁰⁾。

国朝、都進奏院を置き、天下の郵遞を總べしめ、門下後省に隸わしむ。凡そ朝廷の政事、施

58) 「宋史」第二十二冊、6葉裏、卷三百十九、劉奉世伝。

59) 「宋会要輯稿」、刑法、二之五三。「宋代新聞史」p. 74. 所引。

60) 「宋会要輯稿」、職官、二之五一、「宋代新聞史」p. 24. 所引。

設せば、号令・賞罰・書詔・章表・辞見・朝謝・差除・注擬等は、四方に播告せしむ。通知せしむる者には、皆、令格・条目有り、具さに事件を合報して謄し報せしむ。

これによると、当時の邸報は、一定の書式のもとに、順序を立てて、各種の政令・臣下に対する賞罰・皇帝の詔勅・臣下の奏上・赴任着任の際の参内と謁見・官吏の任免・叙勲・選任予定などを記載していたようであり、他の諸書の記事も、ほぼこれと一致している。また、朱伝誉は、このほかに、葬礼その他の儀礼や、廷臣によってつくられた詩文なども、報道されていた事実を指摘しているが⁶¹⁾、詩文が邸報に載せられたのは、古くから中国の文学に政治的な伝統があって、詩文が官僚の宫廷活動のなかで重要な意味をもっていたためであろう。

要するに、邸報の内容は、平常時の行政に關係のある宫廷内部の情報に限られていて、その他の特殊な情報——たとえば、辺境の軍事情勢に関するものなどは、機密として公表を許されないのが通例であった。したがって、次の『朝野類要』の文中に見える「辺報」と称する通報などは、あきらかに邸報とは別個のものである⁶²⁾。

辺報。沿辺の州郡、日を列ねて、幹事人の探報、平安の事宜を具さにし、実封して尚書省・枢密院に申す。

この「辺報」は、辺境から中央に送られる軍事情勢に関する報告書のことを言ったもので、この種の機密情報を民間に伝えたのは、やはり「小報」であったと思われる。

一方、当時の邸報の形式については、宋代の諸書に、詔勅や賞罰の発表などを進奏院に命じて印刷させた記事があるところから、朱伝誉は、邸報の多くが進奏院やその上級機関の費用で印刷され、残余は手写されていた、としている⁶³⁾。印刷された邸報と手写されたものとの比率はわからないが、邸報の一部に当時流行はじめた木版印刷が利用されていたことは、否定できない。また、この時期の情報伝達には、曾我部静雄が指摘したように⁶⁴⁾、すでに相當に発達していた郵便制度が利用されていたのである。

しかし、当時の邸報は、必ずしも宫廷の公式発表を細大もらさず伝えていたのではなく、概してきわめて簡略化されたものであった。たとえば、南宋の文人、汪応辰の書簡「李運使に与うる書」にある次の文章は、このような事情をうかがわせる⁶⁵⁾。

61) 「宋代新聞史」, pp. 36—7.

62) 「朝野類要」, 卷四, 6葉裏。

63) 「宋代新聞史」, pp. 38—42.

64) 「支那に於ける新聞紙の起源」, p. 356, 曾我部静雄, 「支那政治習俗論叢」所収, 1943年, 東京, 筑摩書房。

65) 「文定集」, 汪応辰, 卷十五, 16葉, 光緒25年(1899), 広雅書局刊武英殿聚珍版集部所収。

塙田の議は、頃ろ邸報の中に於いて之を見たり。頗る其の首尾の貫串せざるを訝る。今、全文を見るを得たるは、甚だ幸いなり。

3) 元・明代の邸報

13世紀の後半以後の元代には、宋代の進奏院の制度は廃止され、情報伝達の任務は、通進司の後身である「通政院」にうけつがれた。この官署は、14世紀の後半の明代には、「通政司」と名を改められたが、両代を通じて、ここから出される情報は、依然として「邸報」その他の名で呼ばれ、明代には「邸抄」とも呼ばれた。

元代の邸報については、戈公振と台湾の新聞史研究者、陳聖士は、ともに、宋末元初の文人、周密の雑記『癸辛雜識・続集』の次の記事を引いて⁶⁶⁾、元代初期の邸報が、単に宮廷情報だけではなく、社会の消息をも報道するようになっていたことを、指摘している⁶⁷⁾。

浙の東は、言語に黃・王を辨ぜざること、昔より然り。王克仁、越に居る。榮邸の近属なり。居る所、嘗つて獨り火に燐く。是に於いて、鄉人、呼びて「王、火燒せり」と爲す。時を同じうして黃瑰なる者あり。亦、越の人なり。嘗つて評事たれども、忽ち台の評に遭う。其の積悪にして以って天の譴に遭い、獨り其の家を焚くに至れりと言ひ、鄉人、「黃、火燒せり」の号あり。蓋し誤りて王を以って黃と爲せしのみ。邸報、既に行わる。而るに評事の隣に李應麟なる者あり。維揚の幕たり。一見して大いに驚き、火を被るの事ありしを知り、亟やかに告返して帰る。制史、李應山、之を憐れみ、饋るに官楮二万を以てす。帰るに及べば、則ち家に患無し。乃ち誤りたりしを知りしのみ。

しかし、ここに出ている邸報は、重臣の罹災について書いているのか、市井の消息を書いているのかが、明らかでなく、これだけの資料をもって元代の邸報の内容、性格を決定するのは、やや軽率のきらいがある。今後の調査をまたなければならない。

明代は、社会、経済の発展とともに、漢民族と国内の少数民族との交流や外国との交渉が活発になったが、反面、農民蜂起や倭寇の侵掠などの動乱があいつぎ、社会的不安が増大した時期でもあった。人々の情報への関心はいちだんと強まり、当然、邸報の内容および読者層の拡大が要求されたはずである。封建社会が衰退期に入りつつあったなかで、明朝の歴代の支配者は、圧制と思想、言論統制を強化しつづけたが、にもかかわらず、この時期には邸報は飛躍的に発展したといわれている。

邸報は、すでに宋代において部分的に雕版（木刻）印刷されていたが、戈公振は、明代には活

66) 「癸辛雜識」、続集、下、37葉、1974年、台北、新興書局影印、筆記小説大観三編、第3冊、p. 1886.

67) 「中国報学史」、p. 31；「中国新聞史」、曾虚白編、1966年、台北、国立政治大学新聞研究所、pp. 85-6.

版による印刷が行われるようになったとして⁶⁸⁾、明末清初の考証学者、顧炎武の書簡の一節をあげている⁶⁹⁾。

憶うに、昔時の邸報は、崇禎十一年（1638）に至りて方^{まき}に活版あり、此より以前は、並びに是れ写本なり。

活版印刷になったというのは、配付部数が増大したことを示すものと考えられるが、姚福申は、その明代の活版印刷の邸報の実物が、今日、1枚も発見されていないところから、その存在を疑問視している⁷⁰⁾。また台湾の新聞史研究者、蘇同炳は、活版邸報についての顧炎武の文章を、崇禎十一年以後の邸報が顧炎武の時代に史料として編集されて活版で印刷された、という意味に解している⁷¹⁾。

同じ論文の中で蘇同炳は、現在、台湾の中央研究院歴史語言研究所に保存されている明朝の内閣大庫の遺書のなかに、赤野の野紙に手写された12冊の装丁ずみの写本があり、その形式が明代の地方誌『万曆保定府志』に記されている当時の邸報の形式に合致し、またその内容も諸書の記載と一致しているとして、この写本こそ明代邸報の実物を一括保存したものである、という注目すべき発表を行っている。

各葉2面、一種類は各面が8行12字詰、他の一種類は各面が9行13字詰で、それぞれ上部に1段の空段が野紙に書かれており、内容は、1日分が1冊になっていて、第1葉に月日と簡単な目録がしるされ、第2葉以下に、重要な上奏文の全文や、抄録された上奏文と抄録の理由や上意をうけたときの状況が書かれ、別に「朝儀」・「任免」などの宮廷での重要事項が簡単に報じられている。その全文は、「崇禎年章奏残冊」という仮の題を付して、すでに中央研究院から公刊されており、次のような体裁で書きはじめられている⁷²⁾。

六月十九日

目録

学士、張	臣が病は假ならず
兵 部	急にして守備を缺く
尚書、仇	恭しく天恩に謝す
吏 部	大捷を飛報す
尚書、張	旨に遵いて平心す

68) 「中国報学史」, pp. 32-3.

69) 「与公肅甥書」, 顧炎武, 「亭林文集」卷之三, 1959年, 北京, 中華書局排印, 「顧亭林文集」, p. 58.

70) 姚福申, 前掲書, pp. 115-7.

71) 「明代の邸報」, 蘇同炳, 台北, 「中央日報」副刊, 民国57年(1968)9月7日-10日。

72) 「崇禎年章奏残冊, 十」, 李光濤編, 「明清史料・壬編」第五本所収, 民国56年(1967), 台北, 中央研究院歴史語言研究所, p. 445.

戸 部 運，陵むこと最も重し
巡撫，宋 調用を酌議す

原 大学士に任せし張至發，奏して，臣が病は敢えては仮託せず，蹇歩すること万難にして朝に趨くと爲し，謹みて再び悃忱を瀝して聖鑒を懇祈する事。臣，病みて田に臥し，間，驚きて召命を承く，義として駕を俟たず，豈，敢えて虚しく三讓の文を襲ねんや。独り是れ，臣が左股の不仁なるのみ。業に將に撫すること三稔ならんとす。……

この目録の部分をみてもわかるように，軍事情勢や勤務状態の報告までふくまれていて，その内容はかなりの範囲に拡がっている。陳聖士は，さらに，外国人に関する情報や議論の文章も邸報に現われた，としている⁷³⁾。

このほかに明代の邸報の内容をうかがわせる文献として，清代の『知不足齋叢書』に，撰者未詳の『天変邸抄』と題する残冊があり⁷⁴⁾，また清代の考証学者，畢沅が所蔵していた撰者未詳の『万曆邸鈔』と題する32冊の写本⁷⁵⁾があって，いずれもすでに複刻して刊行されている。

『天変邸抄』は，明の熹宗の天啓6年（1626）5月の北京の地震を報道したものと推測され，全文は，

〔欽天監……〕占いて曰く，「地鳴は，天下に兵起りて相い攻め，婦寺，大いに乱るるなり」と。又，曰く，「地中に洶湧として声あるは，是れを凶象なりと謂う。其の地に殃あらん。地中に声の混混たる有らば，其の邑，必ず亡びん」と。

皇上は，此の時，方に乾清宮に在りて膳を進む。殿，震いて，急ぎて交泰殿に奔りたもうに，内侍，俱に隨うに及ばずして止まり，一近侍，之を抜けて行く。建極殿の檻に，鴛瓦，飛びて墮ち，此の近侍，脳，裂けたり。而して，乾清宮の御座・御案，俱に翻倒せり。

一部の官の家眷の，私宅の中に於いて，天黒く地動き椅卓傾き翻えるに因りて，家を擧げて驚惶して措く無きあり。妻妾は，柱を抱きて泣き，隨いて地に仆れ，乱れて相い擊触す。時を逾えて，天，漸く明くるに，俱に蓬跣・泥面にして，病みたるがごときなり。

大臣に工を倣せるの人，是れに因って震いて墜下せる者，約二千人あり。俱に肉袋と成る。招興の周姓の者，數人と同に，夜，飲して帰り，共に正陽門上に人あるを見る。呵りて曰く，「小鬼は輒ち敢て此の如きか」と⁷⁶⁾。

このなかには，地震の際の宮廷内の状況ばかりでなく，市中の様子までがしるされていて，宋

73) 「中国新聞史」，曾虚白編，p. 90.

74) 「天変邸抄」，民国58年（1969），台北，芸文印書館影印，百部叢書集成，知不足齋叢書。

75) 「万曆邸鈔」，民国58年，台北，国立中央図書館影印。

76) 招興は紹興か？

代邸報にくらべてその内容は拡がり、変化している。ただし、最初の占の部分は、当時の秘密警察の長官、魏忠賢を諷刺したものともいわれており、このようなものが、公式の邸報として伝達されたかどうか、疑問は残る。

『万暦邸鈔』は、明の神宗の万暦元年（1573）正月から同45年（1617）6月に至る間の宮廷内部の動静から官界の事情、社会状況に至るまで、かなり詳細に書かれており、各項目ごとに月日の下に簡単な見出しつけ、その後に上奏文を抄録してあるのみならず、時には事件の前後の推移まで記されていて、「崇禎年章奏残冊」とは形式、内容ともにかなりちがっている。

この『万暦邸鈔』については、万暦10年12月の公文書に記されている当時の宰相、張居正の死後の事件が、張居正の没した同年6月の個所に併記してあるなど、一定の時日を経たあと公文書を編集しなおして書かれた形跡のあることを、蘇同炳は指摘している⁷⁷⁾。

しかし、諸地方に発生した天変地異や社会的事件、経済、産業の状態から辺境や外国との軍事情勢など、いわば非常に時事性をもった記述が多く、とうてい筆者の個人的な情報収集によって記録されたものとは思われない。

その内容の一部を紹介すると、万暦17年（1589）の条には、「夏四月、大旱荒」という見出し�のもとに、全国の干ばつと飢饉の模様を一括して報道した記事。

江の南北・浙江・江西・湖・広、俱に旱す。鄱陽・震沢の間、半ば平陸と成る。又、浙・宣・福建・四川・薊鎮・甘肅は、一時に俱に地震を報す。東南、大いに歉し、斗米二錢にして、僵屍、百里なり⁷⁸⁾。

また、万暦20年正月の条の「南京に妖賊見る」と題する記事は、地方の社会ニュースを報じたものである。

南京に妖賊一夥あり、能く飛行し、遁形す。吳・趙の卿官等の親しく其の屋に上ること飛ぶが如きを見しものあり。頭に包巾を戴き、額に金箍を裹み、頭に紅旗を挿し、簾に循いて壁を走り、歩武、軽捷なり。官兵圍みて天明に至るに及べども、絶えて踪跡無し⁷⁹⁾。

さらに、万暦20年4月から同27年にかけての前後7年間は、豊臣秀吉が朝鮮に侵入して、日・明両軍が直接に戦火をまじえた時期であるが、同書の記事も、ちょうどこの史実を裏書きするように、朝鮮での戦闘の状況や、明朝が秀吉を日本国王に冊封しようとして失敗した経緯などをつたえており、その記述は詳細をきわめている。

77) 「万暦邸抄述評」、蘇同炳、台北、「中央日報」副刊、民国58年（1969）1月9日—12日。

78) 「万暦邸鈔」第1冊、p. 444.

79) 同上、p. 627.

なお、同書の万暦5年（1577）の条には、父の訃報に接した宰相の張居正が官職を辞して喪に服そうと願いながら辞職を許されなかった経緯をつたえた次のような記事があつて、そのときの張居正の行動が批判的な筆致でしるされている⁸⁰⁾。

秋九月、張居正、父の喪を聞くに、奪情を詔して視事せしむ。

居正、喪を聞き、初めは辞して疏す。即ち言う、守制はこれ常理・小節なりと。且つ言う、非常の人ありて、然る後に非常の事あり、何ぞ誓議を恤えんやと。再び辞すること忽ちにして、且つ京に留まりて守制し、次子を以て駅に馳せ籍に回りて喪を營ましめん事を請う。蓋し其の自ら計を為すこと朝夕に非ず。故を以て、訃疏、上るに方りて、慰留、即ち下れりと言う。

この記事とさきの蘇同炳の指摘を合せれば、この『万暦邸鈔』が邸報を日を追ってそのまま直接に抄録したものでないことは明かだといえる。しかし、ではこのぼう大な記録の基礎になった資料は何か、を考えるとき、表題の「邸鈔」すなわち邸報の抄録、おそらくは邸報と同じ資料（実録・野史など）にもとづいて編集、加筆されたもの、とするのが妥当ではないだろうか。

以上の崇禎年章奏残冊、天変邸抄、万暦邸鈔から明代の邸報の実像を明確にとらえることは、なお不可能である。ただ言えるのは、宋代にくらべれば邸報の内容ははるかに発展し、新聞的要素を備えるようになったことであろう。

したがって、明代の読書人の文章のなかには、邸報を閲讀したことが多く出ており、邸報に対する関心が強まっていたことが想像できる。たとえば顧炎武の養祖父であった顧紹帝は、監生、つまり政府の学校、国子監の学生でありながら、毎日「邸報」を読み、蠅の頭ほどの細字で、重要な内容を写しとり、整理して手もとに備えていた、と伝えられている⁸¹⁾。

しかし、明代の言論統制はきびしく、地方では邸報の閲讀は要職者に限られていた⁸²⁾ところからみても、学生の身分で毎日入手できたかどうか。むしろ邸報への関心が強まるなかで非公式に民間で発行された「小報」が、彼らの欲求にこたえて発達し、読書人たちはそれを「邸報」として読んだのではないかと推測されるのである。

4) 清代の京報

前出の姚福申は、明代の末期に清代の「京報」に類するものがあつて、これが「邸報」とも呼ばれたとしているが、明代に京報が存在していたという確証はない。京報の起源を明末にもとめる人々は、清代の歴史学者、俞正燮の論考『癸巳存稿』の次の記事を根拠としている。

平話の中に、熊廷弼・汪文言・傅翹・吳孔嘉・吳養春を説く事、甚だ詳かなり。前に王氏に

80) 前掲書, p. 44.

81) 「三朝紀事闕文序」、顧炎武、亭林余集、顧林詩文集所収, p. 162; 「顧炎武の生涯」、趙麗生、三沢訳、1960年、東京、筑摩書房、世界ノンフィクション全集11巻, p. 456.

82) 前掲、蘇同炳「明代の邸報」論文、「万暦保定府志」卷26引用。

於いて明の時の不全なる京報を見るに、「天啓四年四月，傳遞，内閣中書汪文言に參ず。即ち休寧県に犯となるも，遣戍の庫吏に藏して，汪，守りて泰し。六月，審確し，杖して革めて民と為す」と。熹宗本紀を檢するに，載せず。……十月，本紀に，「丙申，中書舍人吳懷賢に逮び，鎮撫の司獄に下し，杖して之を殺す」と有れども，京報に見えず⁸³⁾。

この文章では、清代の人であった筆者が、清代の「京報」の語を用いて明代の類似物を呼んだ可能性があり、「京報」の語が正式に用いられるようになったのは、陳聖士によれば、清の世宗の雍正年間（1723—35）以後のことである⁸⁴⁾。もっとも、この説も俞正燮の『癸巳存稿』卷十一にもとづいており、また嘉慶六年（1801）に英東インド会社のリチャード・ホールが京報を見た、という記事⁸⁵⁾からすれば、嘉慶年間（1796—）以後と考えるべきかもしれない。

17世紀の中頃に明朝が滅亡すると、これに代って中国に入って来た清朝の支配者は、おおむね明代の諸制度を踏襲して、一部に改革をほどこしたが、邸報の制度が清代の初期にどのような形で受けつがれたかは、明らかではない。ただ、地方の官署が国都に官吏を派遣して公文書の送達や受領をさせ、駅遞を通じてこれを伝達させるという制度は清代にもあり、その連絡事務官を「提塘」と呼び、彼らによって伝達される公文書を「塘報」あるいは「提塘報」と称していた。「塘報」の語は、すでに明代から用いられていたが、それは単に速報することを意味していたにすぎない。ただし、この清代の「塘報」がいつから現れたかも、正確にはわかっていない。

清代には、下達される公文書は数が多く、宮廷の各部局が個別に印刷して発布する「科抄」⁸⁶⁾など、その量はかなりのものであったと考えられる。そこで、官吏の任免・昇進の発表などのように慣例になっている事項や、一般に知らせる必要のある重要事項を選んで、一種の政府公報の形で出版、販売されたのが、「京報」である。

京報は、長さ約6寸、巾3寸の縦長の紙に印刷され、黄色の表紙を付した5頁乃至10数頁の小冊子の体裁をとり、各頁に200字前後の文字が木活字で印刷された簡略なもので、特定の見出しつけずに、最初に宮廷消息や人事異動、次に勅令や政令、その後に上奏文や報告の概要を報じていた。のちに鉛活字も使われた⁸⁷⁾。

このなかの宮廷消息と人事異動の部分は、とくに「宮門抄」と呼ばれ、また、地方の省都でも、それぞれの官署の消息や人事異動を発表する一種の公報が発行されるようになり、それは「轅門抄」と呼ばれた。

京報は政府公報のようなものであるが、複数の民間の出版業者によって発行され、業者は発表された文書のなかから自由に選択したので、内容項目が異なる数種の京報が販売されたという。

83) 「癸巳存稿」、俞正燮、曾虚白編「中国新聞史」、p. 92. 所引。

84) 「中国新聞史」、p. 95.

85) 同上。

86) 「六部成語註解」p. 30. 吏部成語、科抄条、1940年、京都、内藤乾吉排印。

87) 「中国新聞史」、p. 98.

当時の業者として栄禄堂、公慎堂、集文報房、連陞報房、杜記報房、台成報房、聚興報房の名があげられている⁸⁸⁾。京報は通例は毎夕に発行され、毎冊10文。そのほか官門抄が別に発行され、毎月200文⁸⁹⁾。

清代には、明代のような「邸報」は禁止され⁹⁰⁾、さきに述べた「塘報」および「科抄」などが、邸報の役割をもったわけである。

しかし「邸報」あるいは「邸抄」の語は、清代を通じて用いられていた。が、その場合、「邸」とは内閣のことであり、内閣が発布する公文書をすべて「邸報」「邸抄」と呼び⁹¹⁾、さらには京報や「小報」も「邸報」と称していたようである。京報は、民間の出版業者が発行しているので、とくに区別して「外抄」とも呼ばれていた⁹²⁾。

特定の読者を対象にしていた邸報にかわって、不特定多数の読者に流通する京報が出現したのは、いわば時代の要求によるものであり、その意義は大きいが、その内容はたとえば明代の邸報に比べれば、きわめて限定された簡略なものであった。それが清朝の政策でもあったといえる。

清代中期の地方官であった張芾は、文宗の咸豐元年（1851）に上奏文を提出して、京報や「提塘報」に代って、邸報を公刊することを建議したが、可笑之至、として却下されている⁹³⁾。

京報がいつ姿を消したかは定かではないが、光緒26年（1900）に、義和団を禁止する勅令が京報によって公布された⁹⁴⁾とあるところから20世紀初頭まで続いたとみられる。

しかし、アヘン戦争以後、流入した西洋文化の影響、日清、日露戦争を機とした政治改革への激しい動き、さらには外国人によって始められ、拡がった近代新聞の発生といった情勢のなかで、地方政府の「官報」発刊もあいつぎ、ついに光緒32年に中央政府から正式に「政治官報」が出され⁹⁵⁾、もちろん「京報」の内容はそのなかにふくまれた。「邸報」の時代は終ったのである。

3. 邸報の意義

上古から中古にかけて、中国では文字は政治的支配層によって独占され、支配者の方的な意志、情報の伝達に利用されていた。一種の公示の手段であった懸書、檄移、露布なども例外ではなかった。

漢代から唐代にかけての中古の時代になって、封建支配体制の内部において、中央政府と地方政権を連絡する「邸」を通じて、行政上の必要な情報の伝達手段として「邸報」が発生した。

やがて宋代にいたって、官僚制度の発達とともにあって邸報が公式に制度化されたのみならず、王侯、貴族のほかに士大夫、読書人さらには新しく商人階層の政治への関心が高まり、そこに邸

88) 「清初的輿論与鈔報」、潘賢模、「新聞研究資料」1981年第3輯、p. 255、北京、新華出版社。

89) 「中国新聞史」、p. 98.

90) 同上、p. 98.

91) 「六部成語註解」、p. 30、吏部成語、邸抄条、1940年、京都、内藤乾吉排印。

92) 同上、外抄条。

93) 「中国報学史」p. 40—1.

94) 「中国新聞史」p. 98.

95) 同上、p. 113—119.

報の内容を非公式、非合法に伝達する「小報」が発生した。

さらに、社会的混乱が続いた明代には、情報に対する欲求が増大し、邸報の内容が拡大され、小報もまた発達した。そして最後の封建王朝である清代には、従来の情報伝達手段と並行して、不特定多数の読者に行政情報を、いわば広報するための「京報」があらわれた。

このような推移をたどった邸報は、それが情報伝達のために手写、印刷されたものであるという意味では新聞類似物であり、明代の邸報のようにその内容にかなりの時事性も認められるが、それはあくまで封建支配体制の内部に流通したものであって、読者は限定されており、原則としては非公開であった。官報とは、政府が“一般”に公開するものである、とするならば、邸報は官報ではなかったといえる⁹⁶⁾。もちろん、その原則はつねに破られ、小報の類によって内容は漏洩された。

邸報は時代により、あるいはその種類によって、いろいろな名で呼ばれているが、そのことからみても、邸報には各代に共通する定型はなかった。とくに元、明、清代においては、「邸報」は、体制内部で発表され伝達された公文書—その主な部分は中央から地方への一の総称となっていたと考えるべきであろう。「邸報」と表題され、あるいは確認される文書が今日ほとんど残存していないのは、そのためではないだろうか。

宋代以後の封建的支配者にとって、邸報は、中国の広大な地域を支配し地方政権を統治するための、コミュニケーション・メディアであった。とともに、情報への欲求に対して、統制、限定のもとにある程度それを満すことによって体制の維持に役立った伝達メディアでもあった。

邸報が、その盛衰、変容はともかくとして、制度として十数世紀の永きにわたって歴代王朝にうけつがれたのは、何よりも統治の手段としての必要性が支配者、官僚によって認識されていたからであり、また、新しい支配者たちは、古い官僚制度を破壊するよりも、それを利用、強化しようとする現実的、妥協的な、いわば中国の伝統的な思考様式によるものであると考えられる。

邸報は、支配層のなかの少数の官僚に政治情報と知識を独占させることによって、官僚主義を助長し、支配力を強化し、そのことによって中国社会の停滞をまねき、近代化を阻害する役割をもった。一方で情報伝達に従事する専門家である邸吏群をつくり出し、そのなかから情報の漏洩によって中国における新聞の原型ともいわれる「小報」がうまれた。

しかし、邸報が公式の情報伝達メディアとしての位置を保ちつけたことによって、それ以外の伝達メディア「小報」の類はつねに非公式、非合法の存在として禁圧され、そのために誤報、ねつ造といったことも行われ、もちろん言論機能などは持ち得べくもなかった。邸報制度は、この意味でも中国において「新聞」の発生をおくらせた大きな原因の一つだといえる。

96) 本研究〔I〕において述べたように、戈公振などの研究者のみならず、我々もまた初め、邸報を官報のようなものと考えていた。

II 小 報

「小報」の存在について我々が知ったのは、戈公振の「中国報学史」（初版本、第2章第7節）の記述によってであった。その後の中国新聞史の研究書において、小報にふれる場合には必ず引用されるものなので、紹介する。

海陵集⁹⁷⁾の「論禁小報」に「陛下、詔旨を頒ち、命令を布きたまい、雷励風飛⁹⁸⁾の時にあたり、小人の譎張⁹⁹⁾の説、衆聴を眩惑せざるなく、至らざる所なし。前日からの所謂旧臣の召用せらるる者の如きは、浮言みな動き、従って来るところを知ることなし。臣、かつてその然るを究むるに、これみな、私得の小報なり。小報は進奏院¹⁰⁰⁾より出ず。けだし邸吏の輩、これを爲るなり。近年、事に疑似ありて、中外いまだ知らざれども、邸吏必ず競いて小紙を以って之に書し、遠近に飛報して之を小報と謂う。今日、某人召され、某人罷め去り、某人遷し除かるというが如く、往往にして虚をもって実となし、無をもって有となす。朝士これを聞かば、則ちすでに小報ありといふ。州、郡の間、これを得たれば、則ち小報すでに到るといふ。他日、これを驗するに、その説、あるいは然り、あるいは然らず。もしそれ然らんか、則ち事、渉ること密ならず、それ然らざらんか、則ち何をもってか取りて信とせん。これ、治を害するにおいては甚だ微なるが如しといえども、その実は察せざるべからず。臣、愚、陛下の深く有司に詔して厳しく罪賞を立て、痛く禁止を行わしめたまわんことを欲す。…」

朝野類要に「辺報、沿辺の州郡、日を列ねて幹事人の探報、平安の事宜を具さにし、実封して尚書省枢密院に申す。朝報、日に事宜を出す。毎日、門下後省編定し、給事に報を判することを請い、方行して都進奏院に下し、天下に報行せしむ。その所謂内探、省探、衙探¹⁰¹⁾、の類あるは、皆、夷私¹⁰²⁾の小報にして、おおむね漏泄の禁あり。故に隠して之を号びて新聞といふ」¹⁰³⁾とあり、これを読めば小報と新聞の二つの名詞が宋代に既にあったことがわかる。

以上は、全文わずか10行の記述を訳したものである。要約すれば、小報とは邸報の内容を進奏院の役人がひそかに小さな紙に書いて外部へ速報したもので、かなり広く伝えられたが、その内

97) 宋、周麟之の撰。

98) 猛烈に事を行うこと。

99) いつわり。

100) 進奏官は宋の太宗の内廷中に100余人いた（前掲書、「邸報之研究」p. 132）

101) 内探とは内廷の消息、省探とは高級機関の消息、衙探と普通の官庁の消息。

102) 内輪の、ひそかな。

103) 前章に既出。

容は虚実とりませたものであり、また情報の漏洩になるため禁止された。そこで、小報といわば隠して新聞といった、となる。

この「小報」に注目した研究者たちによって、傍証的文献が収集され、その存在と性格が確認されるに至ったのである。

1. 発生の時期

小報の発生の時期は1110年以前とされている。宋、徽宗の大觀4年（1110年）6月の詔令¹⁰⁴⁾に「近ごろ、事端を撰造し、妄りに朝報を作るは、累りに約束あれば、まさに罪賞を定め、厳切に人を差して緝捉せしめ、並びに進奏官をして密に査察せしむべし」とあるところから、妄りに作られた朝報とは、公式の邸報ではなく、また「累りに約束あり」とは妄作朝報が以前からあったことを示し、さらに進奏官に命じて査察させているのは進奏官が主となって発行したものではないと推定し、このころすでに「民間私當」の小報が存在したとする説がある¹⁰⁵⁾。

このほか前出の周麟之の「論禁小報」篇は、高宗の紹興26年（1156）3月の詔書に述べられているような詔命偽造が行われた事態のなかで書かれたものとされており、また以下のような例証があげられている。

孝宗淳熙15年（1188）正月12日の詔に「近ごろ聞くところによれば不逞の徒が無根の語を撰造し、名づけて小報といい、中外に伝播し、聴聞するものを駭き惑わせる」¹⁰⁶⁾として、取締りを命令しており、その翌年の閏5月20日の詔に「今後、私撰の小報が事端を唱え説くものあれば、人の自首を許し賞して銭三百貫文、犯人は五百里に編管¹⁰⁷⁾する」¹⁰⁸⁾といった刑罰が定められている。

光宗紹熙4年（1193）10月4日、臣僚いう。「朝報は毎日、門下後省に定本ありてより、宰執¹⁰⁹⁾を経由して始めて執行せしむべし。近年、いわゆる小報なるものあり、或いはこれ朝報未だ報ぜざるの事にして、或いはこれ官員陳べもとむれども未だかつて施行されざる事なり。先んじて外に伝わるは、もとよりすでに可ならず、命令を撰造し、妄りに事端を伝うるあるに至りては、朝廷の差除、台諫百官の章奏、無をもって有となし、外に伝播す、訪ねて一使臣の閣門、院子に及ぶあるを聞き、専らこれらの事を採り報ずるをもって生と爲せども、或いは省院の漏洩より得、或いは街市の剽聞より得、また或いは意見の捏造なり。日に一紙を書し、もって局を出せし後には、省部、寺、監、知雜司および進奏官にことごとくみな伝授し、坐して不貲の利¹¹⁰⁾を獲、先んじて得たる者をもって功となし、一を以って十を伝え十をもって百を

104) 宋会要輯稿、刑法二之五三。

105) 前掲書、「宋代新聞史」p. 74.

106) 宋会要輯稿刑法二之一二三。

107) 入れ墨をせずに流刑。

108) 宋会要輯稿刑法二之一二四。

109) 宰相と執政の者。

110) ばかり知れぬ利益。

伝え、もってあまねく州郡の監司に達するに至る。人情は新を喜び奇を好む、皆、小報をもって先となし、而して朝報をもって常となし、真・偽も亦、復辦せざるなり。内に在りて、臨安府に重ねて賞榜を立て、緝捉、根勘せしめ、かさねて施行をなしたまわんことを乞わんと欲す。それ進奏官は院官をして五人をもって甲をつくらしめ、通相をして覺察に保をなさしめ、前によりて小報をして外に得ざらしむれば、いかんぞ重ねて典憲を置くにたがわん」と。詔これに従う¹¹¹⁾。

これらの資料からみれば、小報はおそらく宋代初期にすでに存在し、とくに南宋に至って盛んに発行されたことが推察される。

2. 内容

その内容、性格については、前章（邸報）において小報にふれた部分および以上の引用文によってほぼ推察できるが、さらに

光宗紹熙4年（1193）6月19日の臣僚言。「朝廷の大臣の奏議、台諫の章疏、内外の封事、士子の程文¹¹²⁾、機謀密画は漏泄せしむべからず。今すなわち街市に伝播し、書坊刊行し、四遠に流布す。事いまだよろしからざるに属す。厳切に禁止したわんことを乞う」¹¹³⁾

を加え、前記の光宗紹熙4年10月4日の臣僚言をあわせれば、かなり明確になる。

小報はじめ、邸報の内容を抜粋して小紙に書いて役人が外部に速報したものであった。しかしその内容に誤りがあり、かつ宮廷側にとって一般に知られたくないような人事や秘密事項が含まれていたために、再三にわたって、これに禁圧措置がとられた。

にもかかわらず、小報はやがて「朝報（邸報）未だ報せざる事」や「官員陳べもとむれども未だ曾て施行せざる事」さらには「無をもって有となし」て、外に伝播するようになった。

そのうえ、「専らこれらの事を探り報ずるを生と為す」ところの、いわば専業者がうまれ、なかに「坐して不貲の利」を得る者が出てきたのである。

その流通の範囲も、「あまねく州郡の監司に達するに至る」あるいは「街市に伝播し、書坊刊行し、四遠に流布す」というところからすれば、かなりの広さをもっていたといえよう。

初期の小報は、もちろん筆写したものであるが、当時の印刷術の発達の程度からすれば、「四方に伝え」「遠近に流布」するために、1193年ころにはすでに木版印刷によったのではないか、おそらくは邸報よりもかなり早く印刷されたのではないか、と思われる。

「内探、省探、衙探」とあるところから、これをもってただちに官庁探訪記者が存在したよう

111) 宋会要輯稿刑法二之一二五。

112) 試験場で書く文章。

113) 宋会要輯稿刑法二之一二五。

に考える¹¹⁴⁾ことはできないとしても、「省院の漏洩より得」たり「街市の剽聞より得」、また「意見の捏造」まであるとなると、いわゆる取材報道活動が行われていた、と認めることはできる。

また「人情は新を喜びて奇を好む。みな小報をもって先なし、而して朝報をもって常なし」といわれている性格からすれば、小報は今日の「新聞」に極めて近い新聞類似物といえるのではないだろうか。

3. 意 義

宋代は、唐王朝を支配した貴族階級に代って、進士試験によって登用された士大夫、知識階級が政治を支配するに至った時期である。とともに、北宋、南宋を通じ契丹、女真、蒙古など北方からの異民族の重圧と侵略がつづき、これに対して漢民族が必死の苦闘と抵抗を行った時代でもある。もちろん王朝内部における権力をめぐる抗争もまた熾烈なものがあった。

しかし、中国内地は比較的に平和で統一されていた時期もあり、農工業は発達し、交通網も整備され、国内商業、沿海商業も盛んになり、外国貿易も東南アジア諸国から朝鮮、日本にまでひろがった。

農村では官僚、地主が支配的な権力を強めていったが、都市においては商人が勢力を増大し、市場が開かれて、各種の商店が繁盛し、流通機構も発展し、料理店や茶坊、劇場などが並ぶ盛り場がうまれ、大衆娯楽、芸能が流行した。

思想的にも、宋代官僚の精神的な土台となった新しい儒学の発展期であり、北方民族に対抗する中華民族意識の高揚期でもあった。史学においても「資治通鑑」(司馬光)「続資治通鑑長編」(李焘)「三朝北盟会編」(徐夢華)、当時の制度、法令などを記録した「宋会要」その他、多くの史書が出された。地理、医学、農業についての書籍も、前時代に比べおどろくべき量に達している。文学においても、それまでの韻文的、形式的な美文調の四六駢体文から、中唐の韓愈の古文を復活し、写実的な散文を発展させた歐陽修、その門下の詩人であり政治家であった王安石、蘇東坡などが現われた。また「三国志」といった俗語小説や、南宋の都市の盛り場で語り物としてうまれ、やがて元代に読み物となっていった「水滸伝」などがあげられる。

これらの文化、学術、芸術の発展が、印刷術の発達によって促進されたことはいうまでもない。木版印刷、製紙技術の進歩から、ついに仁宗康定2年(1041)に畢昇が膠泥による活字を発明し、活版印刷がはじめられた。



このような時代背景を考えるとき、宋代において士大夫、読書人階層が年とともにひろがり、一方でおそらくは都市を中心にして商人、技術者など一般市民の、内政の変化、権力闘争の推移、異民族との外交、戦争などの「情報」に対する要求が高まり、小報の伝えるところが街談巷議の資となつたであろうことは十分に想像できる。

114) 前掲書、「宋代新聞史」p. 81.

小報は、単に民間における営利のための情報提供というだけではなく、禁圧のもとでのいわば非公式、かつ非合法な地下出版物の役割をもつものであり、また政争のための手段として利用されたことも考えられる。

宋代以降、元、明、清朝においても邸報とともに小報が存在しつづけたことは、「中国新聞史」にも記述されているが¹¹⁵⁾、また「中国近代報刊史」¹¹⁶⁾にも元、明、清代に小報に類似した出版物があり、「小本」「小鈔」「報條」と称され、宋代と同じく政府の查禁を受けた、と説明されている。

「王氏の東華錄を検すると、雍正4年（清の世宗、1726）5月庚子の日に、確かに曾って報房の小鈔が無根の消息を捏造していることを指弾して、甚だにくむべきであるとし、兵部と刑部に詳しく述べさせ、……同月の庚戌の日に、刑部等の役所が小鈔を捏造した何遇恩と邵南山をともに斬罪に処すべきであるとし、聖旨をえて収監し、秋になってから処刑すべき旨を議定して上奏している」「考るに、いわゆる『小鈔』は王士禎の池北偶談では、これすなわち『小報』であるといっている。小報と邸報は決して同一ではない」「鄧之誠の骨董瑣記は蔣氏の東華錄を引いて次のように述べている。『康熙53年（清の聖宗、1714）3月に、左都御史が政策を立案して上奏して言った。近頃、各省の提塘¹¹⁷⁾および報告文を刷写する者が、書記室の抜き書き以外に、大小の事件を取材して書きとり、これを小報と呼び、任意に捏造して、人の耳目を驚かせており、厳しく禁止して、これに従わせるように願う』と。これによって邸報が上奏されるものの抜き書きを専門に写したものであり、小報は大小の事件を取材したものであったことがわかる」¹¹⁸⁾

我々は前章において、明、清代に「朝報」「邸報」と称されているものの多くが、実は小報の類ではないか、と推論したが、この文章によても、小報がいかに根強く広く流通していたかがわかる。

小報が、その内容の評価はともかくとして、民間の「新聞」的な役割をもつ出版物として長年月にわたって存続したことは事実であり、新聞類似物として世界の新聞史のなかで特筆されるべきもの、と我々は考える。

前章において述べたように、王朝の転変、それも漢民族のみならず、蒙古、滿州といった異民族の支配する体制のなかで、邸報類が発行されつづけたこと自体が特異である。が、それと並行して小報が存在したことは、中国における封建專制政治と官僚制度一そのなかでの支配と被支配の関係と状況一の特質を示すものであろう。

115) 前掲書、曾虚白主編、p. 843.

116) 「中国近代報刊史」方漢奇、1981年6月、中国山西人民出版社。上冊p. 2.

117) 前章に既出。在京の連絡事務官。

118) 「清代的邸報・京報・小報與塘報」、蘇同炳、中央日報副刊、台北、民国57年10月4日付。

権力の争奪と移行が激烈であった中国社会においては、文人、学者もまた政治に対して極めて関心が深く、多くの者が官僚、政治家として自ら参加したが、彼らの間のコミュニケーション・メディアであった邸報および小報の内容が、一般大衆に口頭を主として伝達されたとしても不思議ではない。

本研究〔I〕において、農業社会における大衆にとって必要な情報の主なものは生活情報であり、限られた地域—商品流通圏、通婚圏—内の社会、経済情報が口頭伝達されれば、それをもって足りりとされていたのではないか、という想定を行った。が、邸報および小報がおよそ900年以上にわたって並行して存在した状況を考えるとき、中国社会は、たとえば中世ヨーロッパ社会と比べて、情報流通の面からすればはるかに進んだ社会であったといえるだろう。

にもかかわらず、製紙、印刷技術が早くから発達し、書籍その他の情報流通手段をもっていた中国において、「新聞」の出現がおくれたのは、前章でも述べたように、もちろん封建專制政治による言論統制、抑圧そして、教育（文字の読解）の特権化などが大きな理由であるが、一面、邸報とくに小報といった情報の供給、流通手段、それにもとづく口頭流布の形態が定着していることによって、情報への欲求がかなりの程度にみたされていたからではないかとも思われる。

もちろん、これは推論に過ぎない。邸報および小報の具体的な内容と量、流通範囲などが、なお明確でない現在、これらを過大に評価することはいましめねばならない。

邸報および小報といった新聞類似物から、その延長線上に「新聞」は生まれなかった。中国における「新聞」の発生は19世紀初頭に外国人の手によったのであり、清朝の崩壊にいたるまでの約90年の期間は、邸報と小報とそして「新聞」が混在したのである。

（付記）現代の小報について

「小報」という呼称は、もともと「小型報」を意味している。したがって中国に「新聞」が出現したのも「小報」という言葉は第一義的に小型の新聞を示すものとして使われている。しかも日本において1870年代にうまれた小（こ）新聞とほとんど同じ意味、あるいはアメリカにおけるペニー・ペーパー、イエロー・ジャーナリズムと相似たニューアンスをもつ新聞としても、「小報」は存在しつづけている。

以下は、その、現代の小報についての概略である。

中国における「新聞」発生の初期から小型報は存在した。中国の最初の日刊新聞とされている「中外新報」—香港の Daily Press（英字紙、中国名は孖剌西報）の中文版、1858年発行—も4頁の小型紙であった¹¹⁹⁾。

清末には、すでに多数の小報が発行されていたことが「晚清文芸報刊述畧」¹²⁰⁾に記されている。

119) 前掲書、「中国新聞史」p. 140.

120) 「晚清文芸報刊述畧」阿英、1958年3月、上海、古典文学出版社。

それによると、上海において数十種の小報があったとされており、同書の著者が入手した小報についての、かなり詳しい説明がある。その新聞名と発刊年を紹介すると

「世界繁華報」(1896)「遊戲報」(1897)¹²¹⁾「笑報」(1897)「演義白話報」(1897)¹²²⁾「消閑報」(1897)「采風報」(1898)「趣報」(1898)「通俗報」(1899)「海上文社日報」(1900)「笑林報」(1901)「寓言報」(1901)「春江花月報」(1901)「及時行樂報」(1901)「方言報」(1902)「飛報」(1902)「支那小報」(1902)¹²³⁾「蘇州白話報」(1902)「花天日報」(1902)「花世界」(1903)「捷影報」(1904)「娛閑日報」(1905)「國魂報」(1908)「嬌嬌雜誌」(1908)「上海白話報」(1910)「陽秋報」(1910)「鶴立報」(1910)

各紙の内容は、その題名をみても硬軟とりませたものであることはわかるが、論評、社会記事、官場暴露、諷刺文、小説、詩歌、娛樂、遊里、名妓の紹介など、おのおの特色を競った雑多なものである。その体裁については、たとえば「世界繁華報」は「現在¹²⁴⁾の大報の横裁半頁、四号活字」とある。当時の大報の紙幅は、現在の日本の日刊紙とほぼ同じ大きさである。また小報のなかには「花天日報」のように紅（赤）色新聞紙を使っているものもあった。頁数は4乃至6のものが多い。

広告が多く掲載され、紙面の3分の2を占めているものもある。一部の価格は4文から1分6厘と、頁数、物価、通貨の推移によってまちまちだが、1897年の「國聞報」（日刊の大報、8頁、天津）¹²⁵⁾が毎月300文であったのと比べると、かなり廉価であることがわかる。

また、これらの小報のなかに白話（口語）や地方語の新聞があることも注目される。中華民国初期（1921～）には、北京の新聞を白話報と文言（文語）報の二つに分類して、前者を小報、後者を大報と俗称したといわれる¹²⁶⁾。

このように見てくると、これらの「小報」は日本における「小（こ）新聞」と、その発生はほぼ同時期であり、内容や性格、そして新聞文章が文語体から口語体へ移行する先駆けになったことなど、多くの共通点がある。中国において小報と大報、日本において小（こ）新聞と大（おお）新聞と対称したことから、あるいは「小報」の呼称が日本に伝えられて小新聞となったといった推測もされるが、断定はできない。

なお、アメリカにおいて、いわゆるペニー・ペーパー、イエロー・ジャーナリズムが横行した

121) 魯迅が新聞に寄稿したのは、この「遊戲報」（李白元主編）に旧体詩1篇、1899年がはじめという。「新聞學論集」第三輯、1981年10月、中國人民大学出版社。p. 169. 「魯迅的第一篇時事短評」方漢奇。

122) 本研究〔I〕において、これを中国最初の白話（口語）新聞といわれる、としたが、白話報としては1876年3月に申報館から二日刊の「民報」が出されていることが、「中國新聞史」（前掲）p. 149に述べられている。

123) 日本商人の発行、と記されている。

124) 序文に1936年9月8日記、とある。

125) 前掲書、「中國報學史」（初版）第4章註1、p. 35.

126) 前掲書、「中國新聞史」p. 264.

のも同じく19世紀末であり、小報のなかに紅色紙を使ったものがあり、日本の「万朝報」が赤色紙を使ってアカ新聞といわれた時期とほぼ同じであることも、興味がある。



反清武装革命が起った1911年当時の上海では、新聞社が集中していた望平街一帯で、続々と小型報が発行され、革命派の宣伝を行ったことが「中国近代報刊史」¹²⁷⁾に書かれている。「革命軍」「警報」「新事報」その他28の紙名と創刊日があげられている。そのほとんどが固定した社屋をもたず、茶房、食堂、倉庫などが通信連絡所になっており、不定期かつ一時的で、8頁くらいのものが多く、印刷も活版から石版まであり、紙、インクも多種多彩であった、という。

内容は、特電、急電などというニュースが主で、さし画、詩歌、文学作品などもあった。革命の宣伝が目的だったが、なかには捏造記事や電報をのせてデマを飛ばすものなど、粗製乱造の状態であったという。そのなかでは「警報」が最も歓迎され、影響力もあった、としてその内容が説明されている。

ここには、反清革命の気運が高まった動乱期に、小報が地下出版物というよりはゲリラ的出版物として続出した状況がみられる。

1920年以後の小報については、「報海旧聞」¹²⁸⁾に「晶報」(上海)および「群強報」(北京)を中心に、30年代の「実報」(北京)「立報」(上海)などもあげて詳しい記述がある¹²⁹⁾。

その文章のなかで、著者は「小報（尊称“小型報”）」と書いている。小報が一般にどのような新聞としてみられていたかを示すとともに、小報と小型報は同じもの、としているわけである。しかし、これには異論がある。「中国新聞史」李瞻主編のなかに、小型報と小報の意味は決して同じではない、とする主張がある¹³⁰⁾。それによると、小型報はタブロイド版で、大報の縮影であり、文章やニュースは簡略化されているが、言論は重視されていて、質的には大報よりもむしろ優れている。小報は、西洋でいう Mosquito Paper (蚊子報) のことで、ニュースの競争は行わず、言論を重視せず、でたらめな謡言を乱造し、個人のプライバシーをあばくことを主要な任務とする夏の蚊のようなものだ、と決めつけて、小型報と小報とを混同して論じるべきではない、としている。

この両者的小報に対する見解の相違のなかには、政治的立場の相違がうかがえるとともに、当時の小報が多様な性格をもつものであったことがわかる。

昭和10年12月1日発行の、入江啓四郎著「中国報紙研究法」¹³¹⁾の附録篇のなかの「小報に就いて」の項に次のような記述がある。

127) 前掲書、「中国近代報刊史」下冊p. 620.

128) 「報海旧聞」徐鈞成著。1981年、上海人民出版社。p 57—64.

129) 「新聞研究資料」1981年第3輯、新華出版社のなかの「上海的小報」姚吉光、俞逸芬著にも、「晶報」「金鋼鑽（ダイヤモンド）報」「福爾摩斯（ホームズ）報」などの紹介が行われている。

130) 「中国新聞史」李瞻主編。民国68年9月、報學叢書、台灣学生書局。p. 371.

131) 日本語の表題として「支那新聞の読み方」が併記されている。発行はタイムス出版社（前ジャパン・タイムス出版部）、東京。

秦淮風月、茶餘酒後の消遣に供する小型新聞、従って内容は三面記事本位のもの、これを「小報」と言ふ。或は文章が大部分「白話」であるから、「白話報」とも言ふ。……西洋人は特にモスキュー・ペーパーズと呼んで居る。……尤も小報の総てが赤新聞だと言ふのではなく、中には大新聞に匹敵する立派なものもある。例へば南京の朝報、北平の實報等がそれである。……普通新聞紙の四半分、精々四面から八面であるから、値段も普通、両個大子兒（二錢銅貨二個）そこそこで、文章は「白話」、内容は興味本位と来て居るから、町の張三李四が購読するに至って都合よく出来ている。……首都南京市に四十九種、上海市に三十五種、漢口市に三十五種、北平市に六十九種と何れも一都市の新聞数としては、余りに多いのに吃驚する。それは大新聞に比べて、小新聞多く、小新聞中、小報が主要な数を占めて居るからである。南京について言へば……眞に「老百姓」¹³²⁾の味方である新聞と言へば、朝報、正風報、青白報、人民晚報及び生活報等の小報である。

更に北平に至っては小報は数に於ても、販売部数に於ても大型新聞より遙に上である。大型新聞の代表北平晨報、益世報が発行部数一万、……小報の筆頭實報は、発行部数二萬五千と言はれる。……實報の政治記事は特に出色であるとされる。實報の政治新聞的なのと対照的に社会新聞的な實事白話報も亦、発行部数一萬八千と註される。……他の群小小報が……要するに鉄で剪り取って組み上げた三文記事であるのに比べ、幾分選を異にし……此の後者こそ、小報の特色であり、平民の読み物である。……要するに支那では、読者層を反映して、此等小報が実質的勢力を占めて居る、と云ふ事實を十分理解すべきである。

1930年代は中国における新聞の最盛期であった。1937年に日中戦争が発生するまでの新聞を中心とする言論、報道の状況は、政府および地方権力による統制、彈圧あるいは日本の出先機関の干渉にもかかわらず、未曾有の活況を呈していた。そのなかで「小報」が果した役割は、極めて大きい。生活水準に合せて安価に、教育普及度に合わせて白話体をいち早くとり入れ、さし画、漫画を多用し、硬軟とりまぜて大衆の要求に応えた「小報」は、各国の新聞たとえばアメリカのペニー・ペーパー、日本の小（こ）新聞などと比べても、きわだった存在だったといえるだろう。



中国共産党江蘇省委員会は、1931年ごろから上海で流行していた「消閑小報」（レジャー紙）の形を偽装して、油印（謄写版）、活版の小報を多数発行していた¹³³⁾。表題はいかにも大衆通俗紙や趣味、娯楽の新聞のようにつけ、商業広告を第1面と第4面に掲載して、2、3面を文章にしたり、一部には紅色紙を使ったのもあったという。

中国共産党が用紙、印刷事情のため、解放区などで多くの小報を発行した¹³⁴⁾のは当然であり、

132) 一般大衆、庶民。

133) 「中国現代出版資料」張靜廬輯註、1959年、上海、中華書局、丁篇上 p. 141~.

134) 前掲、「新聞學論集」第三輯、p. 227.

壁報、牆報（カベ新聞）とともに、これらは宣伝、教育のための伝統的な情報伝達の手段になっていた。1966年からの文化大革命の時期にも、おびただしい「小報」が出現した。

「いま中国では全国的に大字報が貼られ、『小報』と称する小新聞が何千種類も出て街角で売られ、何を書いてもよく、これ以上の言論の自由はない」（安藤彦太郎、北京通信①）¹³⁵⁾

「武漢の造反派が北京で発行しているいくつかの小報や壁新聞を読み……」「また『武漢鋼二司』『紅色宣伝兵』『文芸戦鼓』『飛鳴鎗』など武漢造反派の小報も街上で売られていた」（新島淳良、武漢事件）¹³⁶⁾

「君たちの小報は、私はすべて読んで、君たちの情況は、私にはみなわかっている」（毛沢東の談話）¹³⁷⁾

とくに文革の初期には、既成のマスコミ（新聞、放送）に対抗するメディアとして、大字報（カベ新聞）と小報が、造反各派によって、全土をおおったといって過言ではない。

しかし、1976年に四人組が追放され、鄧小平体制が確立されるとともに、大字報は制限され、やがて姿を消したが、同じくこの種の小報も表面に現われなくなったようである。

もちろん現行の中国にも小報は全国で多数発行され、たとえば湖北省だけでも各種の小報が32あり、総発行部数は80万といわれている¹³⁸⁾。が、それは、地方、地域、人民公社、工場などのコミュニティ・ペーパーや科学、技術、芸術などの専門紙として発行されている小規模、小型の新聞であって、邸報に対する小報、大報に対する小報といった存在ではない。

135) 「大安」1957年10月号、株式会社大安、東京。p. 8.

136) 「大安」1968年3月号、p. 2, p. 7.

137) 「毛沢東思想万歳」召見首都紅代会負責人の談話、1968年7月。現代評論社覆刻、1974年、東京。p. 687,

138) 「新聞戦線」1982年2月号、北京、人民日報社。p. 27.